

2 地域福祉計画の基本理念

地域福祉をとりまく課題

市民が求めるものは提供される公的なサービスに合わせた生活ではなく、一人ひとりの生活に合った、多種多様な“オーダーメイド”的福祉サービスと言えるものです。

しかしながら、福祉施策を取り巻く環境は少子高齢化・自然災害の強大化・福祉関係従事者の人材不足など様々な課題を抱えており、行政のみで対応することが難しい状況にあります。

特にも、今後、少子高齢化がますます進展する中で、保健・医療・福祉に携わる人材確保は緊急かつ重大な課題であり、幅広く専門職の確保・養成・資質向上が図れるよう支援し、地域福祉の担い手づくりを進める必要があります。

また、子ども・高齢者・障がい者を含む全ての地域住民を対象として、福祉全般にわたる地域生活支援、相談、権利擁護に応じられる総合的な支援コーディネーターの養成が求められる時代です。

施策の方向性

一昔前であれば家庭や地域が持っていた「何とか解決できた。」力を失ってしまった感のある現代において、本計画の基本理念は次のとおりの取り組みとします。

- (1) 地域を支える仕組みを構築する。
- (2) 法定サービスのみでは解決できない課題に配慮する。
 - ・ 住民に身近な課題解決に向けた具体策を提案する。
 - ・ 社会福祉協議会を中心とした、足・食・安否、ボランティア育成の取り組みを支援する。
- (3) 市民協働、コミュニティを再形成する。
 - ・ 人口減少・少子高齢化・核家族化を考慮した取り組み

また、本計画における施策の方向性（基本的な考え）は以下のとおりとします。

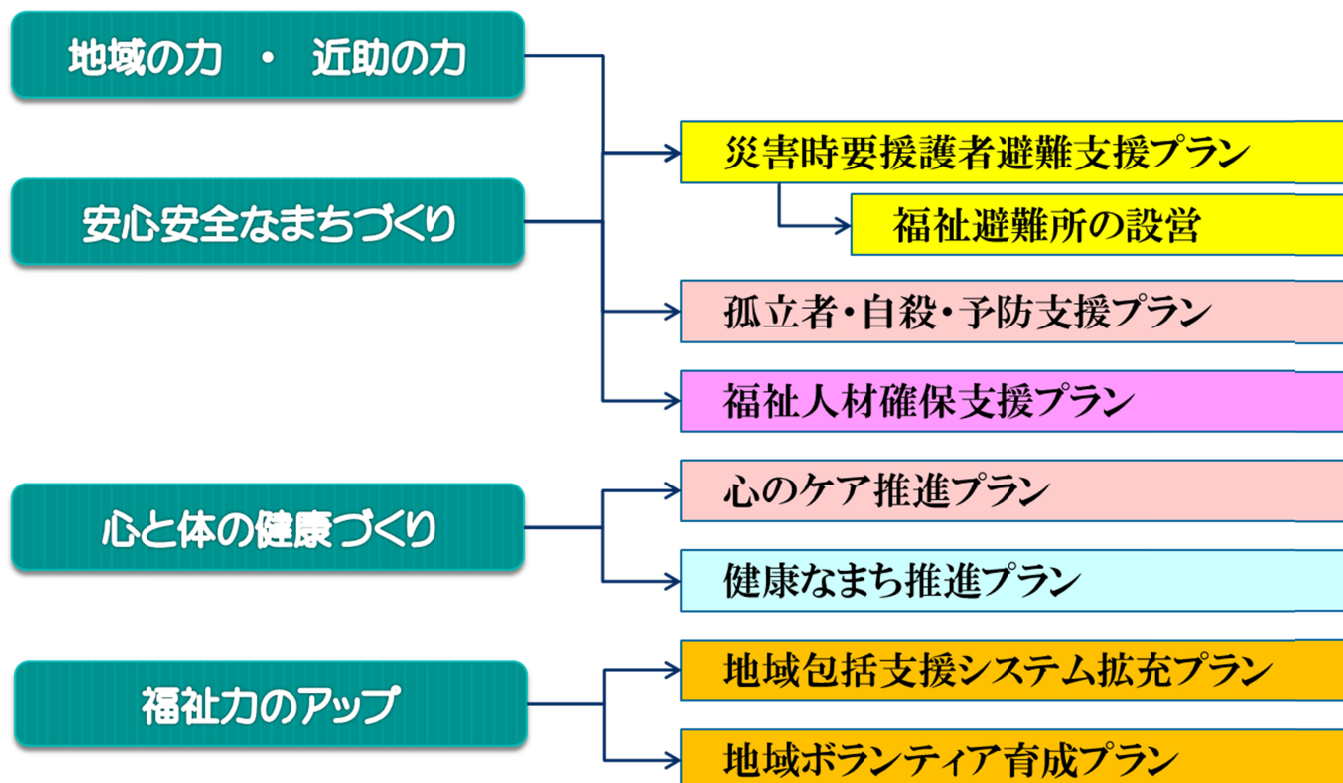
- ・ 地域力（近助の力）をアップする。
- ・ 地域で安心して暮らせる取り組み強化する。
- ・ 心身共に健康ですこやかな生活づくりを支援する。
- ・ 福祉を支える基盤をアップする。

期待される効果

官民一体、市民・企業・団体の協働による地域課題の解決とコミュニティ構築

3 重点的に取り組むべき事項

地域福祉懇談会における意見や民生児童委員による専門部会の検討結果、そして関係福祉施設等からの意見をもとに、本計画期間中に以下の事項について優先的に取り組みます。



● 東日本大震災津波の体験を踏まえた

→ 「災害時要援護者避難支援プラン」

→ 「福祉避難所の設営」

... 従来から取り組んできた「高齢者・障害者等の見守り体制整備事業」を、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波の避難や、後方支援活動等を通して得た体験を生かし見直し拡充したプラン

... 平成 24 年度までの Stage1 要援護者データ構築をもとに、Stage2 各地区支援体制づくり、そして Stage3 情報共有連絡体制づくりに取り組む。

... 一般の避難所では対応できない避難者のために、災害規模に応じて設置される福祉避難所の運営も関係部署・団体と連携して検討推進する。

自助・共助・公助の役割分担

+ 近助（近所の助け合いを活用） + 地域の実情に応じた支援体制

● 地域課題を踏まえた

→ 「心のケア推進プラン」

... 当市に限らず全国的な課題となっており、特に東日本大震災津波以後増加している生活上で悩み苦しんでいる困窮者等への「心の健康づくり」を働きかけ、これらの支援者であるゲートキーパーや傾聴ボランティア等の育成プラン

→ 「孤立者・自殺・予防支援プラン」

... 関係機関相互のネットワークによる生活困窮者や生活弱者への支援プラン

→ 「福祉人材確保支援プラン」

... 当市では福祉関係の施設を整備した後、従事する職員等の人材不足によって利用者を充分受け入れできない状況が続いていることから、これを解消し支援していくための取り組みをまとめたプラン

● 情報通信網を活用した

→ 「健康なまち推進プラン」

... 情報通信技術（Information & Communication Technology）および地元のCATV局遠野テレビ等を活用して保健・医療の分野で取り組んできた、ICT健康塾、Web電子手帳を連結して拡充展開する健康づくりプラン

... 健康寿命を延ばし、健康地域コミュニティの形成を促進することを目的に、「遠野市健康づくり総合プログラム」の一環として予防医療を取り入れた健康づくりや疾病予防の普及に取り組むプラン



● 住民の安心安全に貢献する

→ 「地域包括支援システム拡充プラン」

... 保健・医療・福祉のワンストップを目指して設置された「遠野健康福祉の里」を中心に、「子育て総合支援センター」等の関係部署と連携して取り組む、住民サービスの一環である身近な総合相談受付窓口の整備プラン

→ 「地域ボランティア育成プラン」

... 地域ボランティア活動の中心となるCSW（Community Social Worker）を育成し各ボランティア団体の機能強化、関係機関との連携強化を構築するプラン

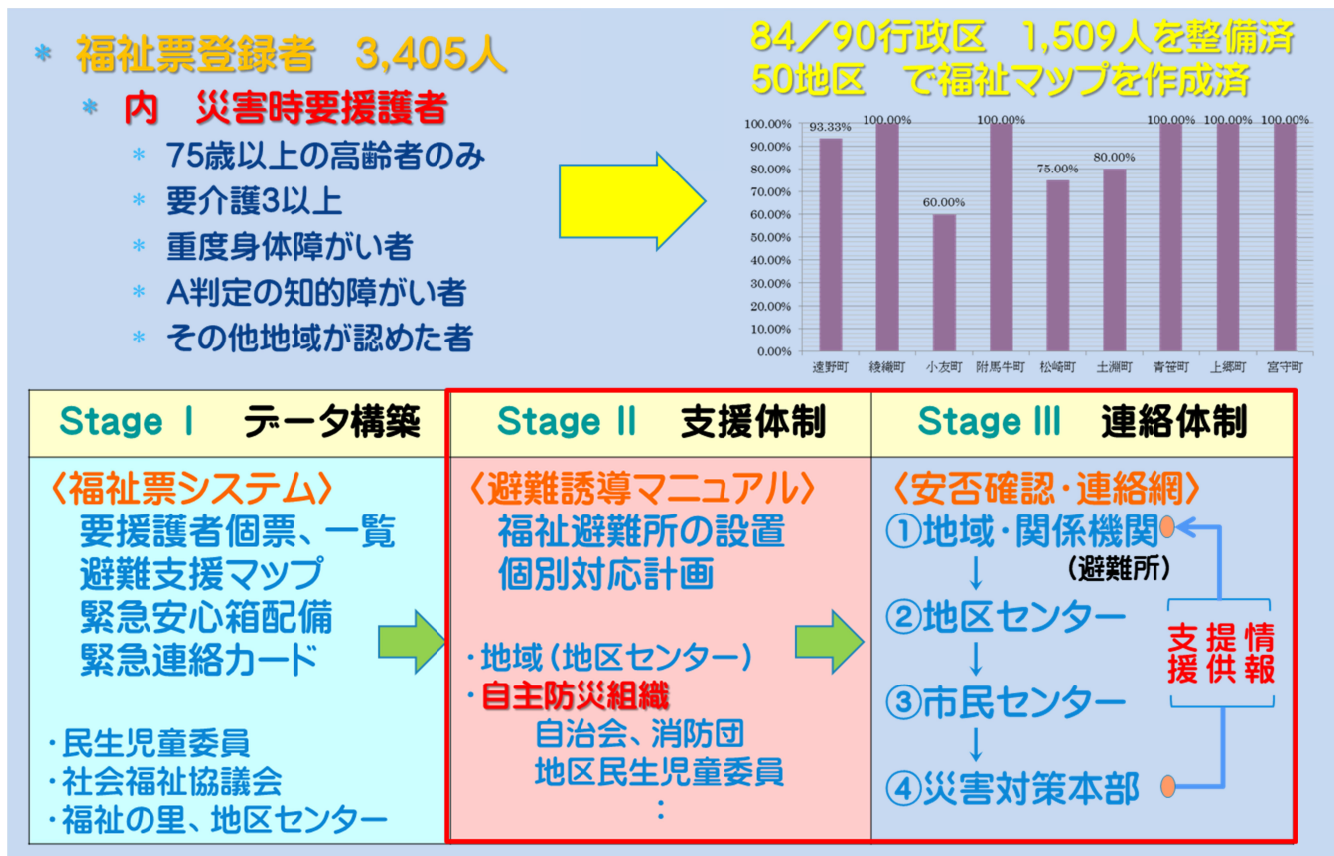
... 社会福祉協議会が運営する、地域ボランティア活動センター「ちょボラ」、地域活動支援センター「カムカム」の有効活用を支援する。

● 「足・食・安否」を踏まえた活動支援

※ 本計画に加え、社会福祉協議会を中心とした福祉有償運送等の拡充、遠野市総合交通システム研究会における検討結果、および食育推進計画等に基づき地域の足・食・安否の確保の活動を支援します。

4 各重点項目の詳細

(1) 災害時要援護者避難支援プラン



STAGE I データ構築 (平成 24 年度までに大半が作成)

〈福祉票システム〉

民生児童委員が担当地区を把握し支援が必要な方のリストを、それまで紙ベースで管理していましたが、平成 21 年度から電子システムとして最新の各種帳票を出力可能としました。このデータを活用して以下の取り組みを行う関係者（民生児童委員・社会福祉協議会・地区センター・自治会等）に提供します。

- 要援護者個票、一覧の作成
- 避難支援マップの作成
- 緊急安心箱の配備
- 緊急連絡カードの配備

※ 各出力帳票について

①. 福祉票

- 通常の状態把握のための「福祉票」と対象者一覧を出力
- 90 行政区で 約 3,405 人が登録済 (平成 24 年 12 月現在)

自治会・消防団・民生児童委員を交えて、地域の特性に適し工夫した計画に基づく組織となります。

また、地域の構成世代によっては他地区からの応援態勢等も考慮していかなければなりません。

※ 後方支援活動の体験を生かして…学んだこと (民生児童委員専門部会)

- ① まず自分の身の安全を確保すること
- ② 要援護者に限らず、あらゆる人を分け隔てなく助けること
- ③ 近所への声かけを複数回行うこと
- ④ 要援護者の移動のため（車いすなど）介助等の避難支援に携わる備品等の整備が必要であること
- ⑤ ライフラインの停止に伴い近隣からの物資の調達を考慮すること
- ⑥ 避難所の運営（物資ニーズの把握等）に携わる必要があること
- ⑦ 消防団や（自衛隊）に救援要請するルートを確認すること
- ⑧ 福祉避難所的運営に携わる取り決めを整備すること
- ⑨ 傾聴や心のケアに携わる人材の確保に努めること
- ⑩ 避難所閉鎖に伴う相談対応が必要であること

↓被災した介護保険施設からの避難を受け入れ、福祉避難所の必要性を痛感



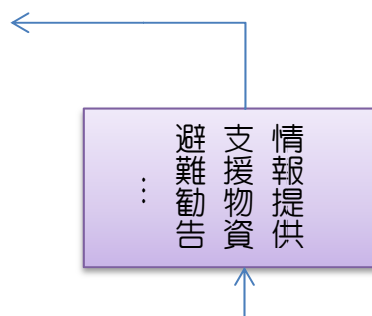


STAGE III 連絡体制の構築

〈安否確認・連絡網〉

災害時においては、構築された要援護者のリストと支援体制を生かした安否の確認を行います。情報の錯綜を避けるため連絡体制は以下に一本化し、また停電等により電話やCATV網が使えないときなどを想定し、災害対策本部から提供される避難勧告等の指令や情報・支援策を避難所等に速やかに伝達する手法、各地域が情報の共有を行う方法なども検討を進めます。

- ①. 地域・関係機関（避難所、施設等）
- ↓
- ②. 各町の地区センター
- ↓
- ③. 市民センター
- ↓
- ④. 災害対策本部



※ 情報伝達網の一元化と相互の情報共有づくり

〈福祉避難所〉

災害時に高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所生活では困難で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を対象に開設される避難所。

一般の指定避難所とは違い、災害発生後に必要性が認められた場合に開設する。

福祉避難所施設は、災害が発生した際に必ず開設するものではないので、まずは最寄りの一般指定避難所へ避難する。

（開設期間：原則 7 日間）

- 自主避難
- 要援護者の抽出
- 福祉避難所への移送

誰がピックアップ
するのか？
あらかじめ決めておく。

※ 福祉避難所の対象

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者 etc.避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅要援護者が対象となる。

介護認定を受けている者、または被災後介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応する。

※ 福祉避難所の指定

- (1) 福祉避難所として利用可能な施設の洗い出しを行う。
- (2) 支援のため福祉&介護&看護人材の確保・派遣

施設利用中に被災した場合に名簿から漏れる
ことがないように…

指定避難所

- 老人福祉施設（デイサービス、小規模多機能施設 etc.）
- 障がい者支援施設
- 保健・医療施設
- （一時的に）自治会館公民館・宿泊施設

要援護者を受け入れることによって、本来の業務に支障を来す、或いは時間経過に伴って本来機能に戻す場合に支障を来す可能性を考慮すること。

(2) 心のケア推進プラン

ゲートキーパーの養成

近年、日本中で年間3万人近くの方が自殺により亡くなっています。遠野市でも、年間10人前後の方が自殺で大切な命をなくしています。自殺の背景は、さまざまであり、複雑にからみあっていますが、自殺をする方の多くは死の前に「SOS」を出しています。

当市では「傾聴ボランティア」等の協力を得ながら、地域のセーフティネットづくりで、「健やかに人が輝くまちづくり」を目指し、生活困窮者や苦渋に満ちた生活を送っている人たち、様々な悩みを抱えた方たちの相談支援に対応してきました。

しかしながら、現代社会のさまざまなストレスから、心の病にかかる人が増え、メンタルヘルス（精神の健康を保つこと）がますます重要になっています。

県内では東日本大震災津波の発災以降「心に傷を負った」人々が増加し当市でも多くの被災者を受け入れしていることから、従来の取り組みでは対応しきれない相談や支援が必要とされています。

また、きちんと相談を受けとめできる傾聴ボランティアの数も不足しており、身近な存在として寄り添う機能を十分に果たしているとは言えない状況です。

この状況から当市では、従来から実施している傾聴ボランティアの人材育成を強化する「傾聴ボランティア育成講座」を継続実施していきます。

さらに新たな取り組みとして「生きることを支援する」存在である「ゲートキーパー」の養成に取り組み、地域の中で必要な生活支援や相談を気軽に受けることが可能な環境づくりを行います。

ゲートキーパーは「命の門番」と呼ばれる支援者で、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る人のことです。

「ゲートキーパー」養成講座

この講座では、自殺の直前の特徴的なサインに気づき必要な支援に繋ぐための知識や技術を学びます。

- 気づき： 変化に気づいて声をかける
- 傾聴： 本人の気持ちを尊重し耳を傾ける
- つなぎ： 早めに専門家に相談することを勧める
- 見守り： 暖かく寄り添いじっくり見守る

(3) 孤立者・自殺・予防支援プラン

ライフライン事業者等との連携

自殺を考えている人の主な心理としては以下が上げられます。

- 1 絶望感
- 2 柔軟性が持てない。(自殺以外の解決策が思いつかない。)
- 3 両価生(生きたい、死ぬしかないのどちらか)

また、このような市民を自殺に向かわせる主たる“危険因子”としては、次が考えられます。

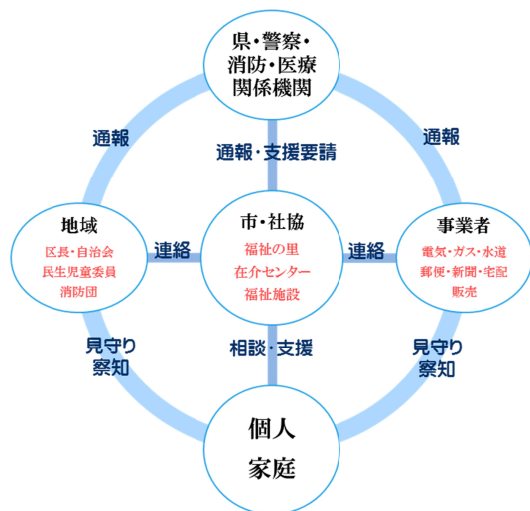
- 1 飲酒で紛らわす(アルコール依存)
- 2 薬の乱用

これを防ぎ自殺を考えている方を思いとどませるための“防御因子”としては、次のような支援策があります。

- 1 心身の健康を保つこと ⇒ (健康なまち推進プランで支援)
- 2 安定した社会生活 ★
- 3 支援者の存在 ⇒ (心のケア推進プランにより養成)

防御因子2にある安定した社会生活を送らせるためには、生活困窮者や生活に悩んでいる人のSOSを見逃さないことが求められますが、関係職員だけでは限界があります。

普段から家庭に継続的に関わりのあるガス・電気・水道などのライフライン事業者との連絡・連携体制を構築し多くの眼で見守ることが必要です。



さらに新聞配達や宅配業者、或いは配食関係の会社など、多くの生活関連事業者との連絡連携を図り見守り体制を拡大していくことにより効果を発します。

加えて、関連福祉団体と協力機関の相互の情報共有、認知症SOSネットワークとの横連携強化等の仕組みを協定書を交わすなど、きちんとしたシステムとして構築する必要があります。

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ※ 地域・自治会・民生児童委員 | ※ 社会福祉関係機関・施設 |
| ※ 認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク | ※ 警察署・保健所 |
| ※ 郵便局、宅配業者 | ※ 岩手県精神保健福祉センター |
| ※ 飲食品販売 | ※ 岩手県 安心・安全まちづくりネットワーク会議 |
| ※ 配食ボランティア | ※ いわて県南パーソナル・サポート・センター |

(4) 福祉人材確保支援プラン

福祉関係職場の魅力を PR

人材育成・就労訓練・資格取得支援

市民が地域ですこやかな生活を送るために、生活を支援する福祉資源の原点は人材ですが、重労働・低賃金というマイナスイメージがあり人材の確保に困難を極め、医療や介護を直接担う人材が、その他の分野へ流出してしまう状況があります。

これを防止し人材を確保するために、遠野という地域の“魅力”をアップさせる取り組みと共に、福祉関係の職場が魅力ある仕事として評価されるよう福祉の仕事の重要性や現場の状況について利用者（市民）側の理解も大切です。

従って、医療・福祉・介護の現場を理解し、イメージアップを図る集中的かつ戦略的な広報活動を展開していきます。

また、看護師や保健師などの未就労有資格者の掘り起こしや、結婚・出産・育児などによる離職者と現場 OB の再就職支援等に取り組むため、人材育成・就労訓練・資格取得などの支援を促進します。

* **福祉の仕事って興味はあるけど…**

- * **どんな仕事？**
- * **私にもできるかな？**
- * **自分に向いているかな**



これと合わせて、地域福祉活動の中心にありながら後継者不足に悩む民生児童委員の活動環境の整備に尽力します。

民生児童委員

過疎化と高齢化の影響は民生児童委員の改選時に後任を見いだせないという地域課題になっています。時代の趨勢と共に「公助だけの押しつけ」が進み、自助・共助といった地域の自浄能力が衰え、業務の範囲と責任が過重となり民生児童委員としての担い手が居なくなってきました。

無縁社会から抜け出し民生児童委員を孤立させないために、もう一度近所の助け合いの力・近所づきあい（近助）を活用し地域コミュニティを盛り上げる施策として、災害時要援護者避難支援プランを契機に地域ぐるみの支援連携を再構築します。

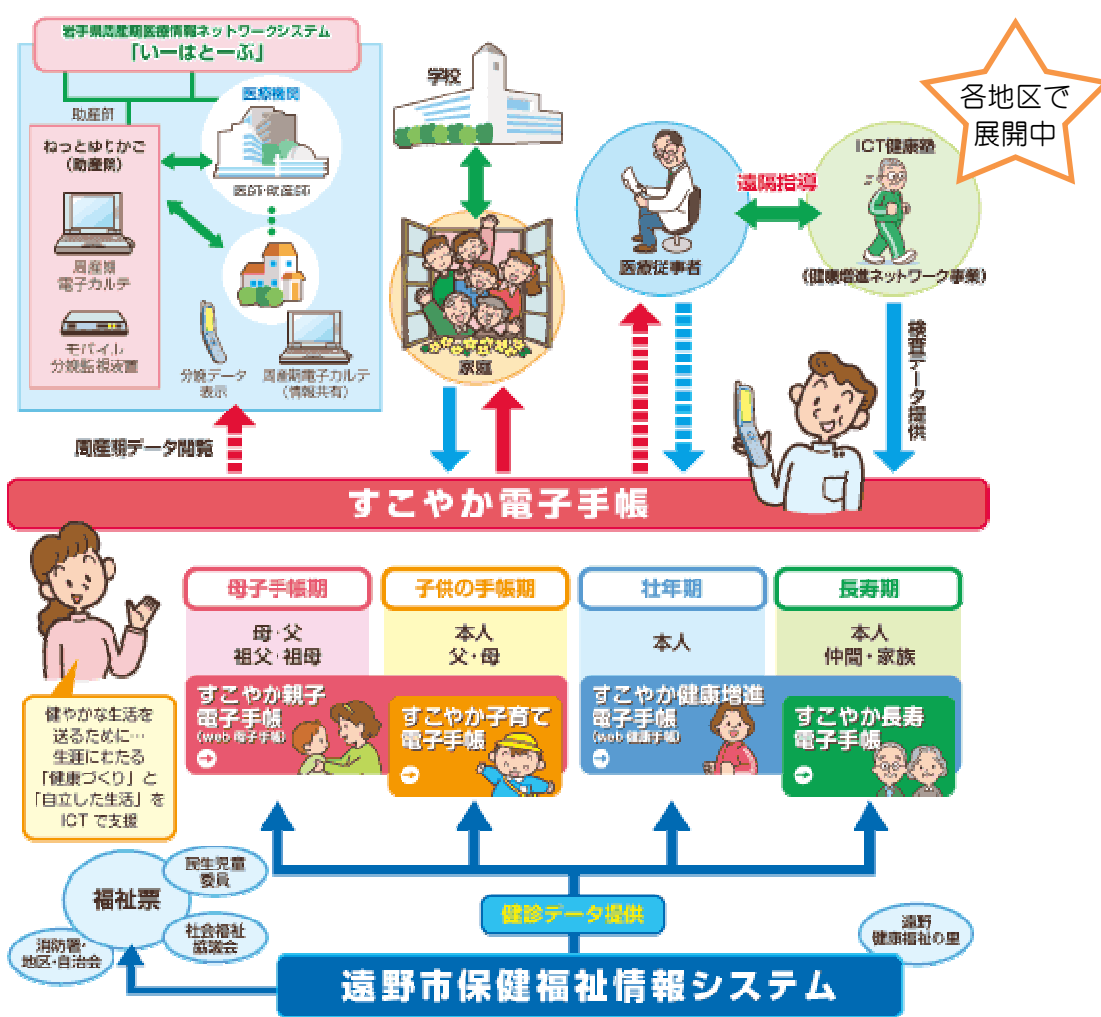
(5) 健康なまち推進プラン

「ねっと・ゆりかご」をはじめとして当市はICT（情報通信技術）を活用した健康づくりに力を注いできました。

ICT 健康塾

歩数や血圧、体重などを日々のバイタル情報をシステムに登録蓄積し、血液検査等の結果に基づくテレビ電話による専門医や看護師等（コメディカル）による相談指導を実施。仲間づくり、栄養教室、介護予防等…に繋げる。

また、これを補い Web を活用した住民個々の健康情報管理の取り組みとして、「Web 母子手帳」「Web 健康手帳」を提供しています。



ICT 健康塾 〈平成 23 年度実績〉

- 参加料 500 円／月
- 活動拠点 17 会場
- 利用者数 366 人
- 開催回数 延べ 805 回



〈平成 24 年度実績：12 月末〉

- 500 円／月
- 18 会場
- 421 人
- 681 回

当市ではこれを次の方針で押し進め拡充していきます。

I. ねらい

1 健康寿命を延ばす

- ①. 丈夫な体で元気に在宅で暮らすための自発的な「健康」生活の意識付け
- ②. 日々の健康管理や健診等、生活習慣病予防の地域普及
- ③. 病気にかかりにくい丈夫な体づくり（基礎体力）の醸成

2 健康地域コミュニティ形成

- ①. 高齢者の健康不安と閉塞感の解消・孤立化防止
- ②. 超高齢社会での医療費負担の軽減（地域医療を守ることにつながる）
- ③. 他の疾病予防活動との連動による健康づくりプログラムのネットワーク化

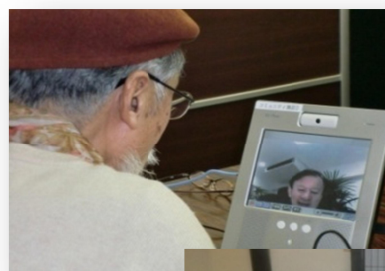
II. 活動推進体制・位置付け

1 遠野市健康づくり総合プログラムの推進

- ①. 地域 I C T健康増進ネットワークプログラムを新設
- ②. 保健事業、健康スポーツ、生涯学習等と連動した健康づくりのネットワーク化の推進

2 健康情報の電子化と集積・利活用とネットワーク

- ①. コミュニティと運動等、生活習慣と調和させた「顔の見える」健康保持増進の形を人・通信を使ってネットワーク化し、新たな健康づくり支援と人材育成を図る。
- ②. 通信ネットワークにより、地域にない健康支援サービスの導入（遠隔コミュニケーション）で予防医療を取り入れた健康づくりや疾病予防の普及。



(6) 地域包括支援システム拡充プラン

遠野健康福祉の里と子育て総合支援センター等の福祉関係で受け付ける相談等は、主なもので以下のとおりです。
(延べ件数:平成24年12月末現在)

区分 / 内容		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
高齢者	介護&介護保険	5,447	3,996	2,595	2,335	1,783
	施設入所	334	284	200	159	166
	その他	1,560	1,197	1,054	715	208
障がい者	相談支援(委託分)	653	947	989	809	645
	申請相談(直営)	1,545	1,931	1,989	2,053	1,791
医療・保健・健康づくり		772	744	397	309	354
ねっと・ゆりかご(健診含)		655	707	877	749	986
福祉用具・住宅改修		512	477	211	199	159
人権擁護		100	100	154	56	46
生活保護		1,093	1,071	1,167	1,331	1,138
婦人 (DV含む)		156	246	239	237	168
児童家庭 (養護虐待含む)		—	708	807	1,119	1,065

保健、医療、福祉、介護、環境、安全を支える窓口の相談・連携体制

これら多くの相談を関係部署と連携して円滑に処理することは、対応する職員の負担軽減だけではなく、住民にとって理想的な窓口体制となるものです。

当市では保健・医療・福祉のワンストップ体制を目指して窓口に必要なような専門部署と専門職等を配置してきました。

- 保健・医療 (保健師、看護師、診療所)
- 高齢者 (地域包括支援センター)
- 介護保険 (地域包括支援センター、主任ケアマネージャー)
- 障がい者 (専門相談員、保健師の配置)
- 障がい児 (子育て総合支援センター)
- 生活保護 (ケースワーカー)
- 婦人家庭 (専門相談員)
- 妊婦 (ねっと・ゆりかご助産師)
- 育児 (保健師)

総合相談受付窓口としての機能を補完するため、各地区の在宅介護支援センターの機能強化を図るほか、市民の中に傾聴ボランティア、ボランティアの指導者としてCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の育成を進めます。

また、地区センターに配置される地域活動専門員をフル活用すること、産業振興部に

配属の雇用創出推進員や就労支援員との連携、そして民生児童委員、保健推進員等との連携強化に取り組みます。

遠野型地域包括支援システムの充実

基幹型の相談支援センター（障害者虐待防止センター）を設置

これまで遠野健康福祉の里は“遠野型”の地域包括支援センターとして、高齢者のみならず障害者や健康に関する課題などの窓口対応を行ってきました。

この考えを推し進め機能強化を目指して、より身近な萬相談窓口である基幹型相談支援センター（併せて障害者虐待防止センターも兼ねる）の設置に取り組みます。

※ 基幹型の相談支援センター（障害者虐待防止センター）

- 総合的・専門的な相談支援を行う
- 地域包括支援センター、地域の相談機関との相互連携
 - 相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生児童委員と連携
 - 高齢者、保健・医療・教育・就労…等に関する相談機関
… 権利擁護・虐待の防止
- 休日や夜間においても速やかな対応体制を確保
- 人員体制
 - 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師…等

また、各種協議会等の見直しと拡充も併せて実施していきます。

- 福祉の里運営審議会の見直し
- 障害者自立支援協議会の見直し
- 社会福祉協議会等との人事交流
- 市・社協連携会議の開催
- 福祉施設長等懇談会の開催
- 地域ケア連絡会議の開催
- 地域包括支援センターの運営体制
- 子育て総合支援センターの機能強化

(7) 地域ボランティア育成プラン

ボランティア団体構成員の高齢化・解散危機に対応する

福祉関係機関の職員だけでは手の届かない部分を助成し大きな力となる当市の地域ボランティアは51団体、登録者数1,600人に上りますが、中には会員の高齢化により活動を休止しているものや解散の危機にある団体があります。

※ 福祉団体構成員の高齢化・解散危機に対しては、以下の取り組みを行います。

- 地域ボランティア団体組織の再編と育成強化を支援する
- トータル・コーディネートが可能な仕組みづくり
- 認知症サポーターの育成強化
- 傾聴ボランティアの育成強化
- ボランティア活動センター「ちょボラ」の活動支援
 - 相談機能強化、関係機関等連携の強化
 - 地域コミュニティ施設としての位置づけ
 - 福祉情報発信の中核基地としての役割
 - サポートセンター絆との連携

※ 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）と連動しボランティア活動等の推進を支援します。

- ボランティア団体の育成支援
- 災害ボランティア活動の推進
- ボランティア体験塾
- 除雪ボランティア（スノーバスターズ）育成
- 主要福祉団体への活動費助成
- 地域リーダーである CSW（Community Social Worker）の育成
- 福祉に関する教育・PR の充実
- 地域活動支援センター「カムカム」（障がい者等支援）
 - 事業者間の連携による機能強化
 - 障がい者と地域の交流の場としての機能強化

